

# 奈良市公報

第50号

令和3年6月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
5 31	26	奈良市公報号外第19号に掲載	保健衛生課
5 31	27	奈良市公報号外第19号に掲載	保健衛生課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 17	291	放置自転車等の保管	環境政策課
5 17	292	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
5 17	293	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
5 19	294	農用地利用集積計画の決定	農政課
5 20	295	放置自転車等の保管	環境政策課
5 24	296	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
5 24	297	放置自転車等の保管	環境政策課
5 24	298	奈良市公報号外第19号に掲載	子育て相談課
5 27	299	放置自転車等の保管	環境政策課
5 27	300	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
5 31	301	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 31	302	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 31	303	道路の位置指定	建築指導課
5 31	304	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 31	305	奈良市総合観光案内所等の臨時休館	観光戦略課
5 31	306	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休場	観光戦略課
5 31	307	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
5 31	10	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課

### 教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
-----	----	-----	-----

5	19	8	奈良市公報号外第19号に掲載	地域教育課
選挙管理委員会				
月	日	番号	件名	
5	18	6	奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等	

告

示

**奈良市告示第291号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年5月17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年5月17日揭示済）

**奈良市告示第292号**

令和3年5月14日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月17日

奈良市長 仲川元庸

1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度奈良市一般会計  
補正予算（第3号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,385,461千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		30,678,192 <sup>千円</sup>	52,445 <sup>千円</sup>	30,730,637 <sup>千円</sup>
	1. 国庫負担金	20,849,773	22,598	20,872,371
	2. 国庫補助金	3,230,163	14,746	3,244,909
	4. 国庫交付金	6,486,244	15,101	6,501,345
21. 繰越金		-	22,599	22,599
	1. 繰越金	-	22,599	22,599
歳入合計		140,310,417	75,044	140,385,461

(注) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		12,451,079 <sup>千円</sup>	75,044 <sup>千円</sup>	12,526,123 <sup>千円</sup>
	1. 保健衛生費	5,312,402	29,847	5,342,249
	2. 保健所費	976,418	45,197	1,021,615
歳出合計		140,310,417	75,044	140,385,461

(令和3年5月17日揭示済)

### 奈良市告示第293号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
白井内科医院	奈良県奈良市六条二丁目10-20	令和3年 3月31日
オレンジ薬局 朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目20-2	令和3年 4月10日

(令和3年5月17日揭示済)

### 奈良市告示第294号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年5月19日

奈良市長 仲川元庸

(令和3年5月19日揭示済)

### 奈良市告示第295号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月20日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
令和3年5月20日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
  - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
  - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
    - 移動費自転車 2,000円
    - 原動機付自転車 4,000円
    - 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年5月20日揭示済)

**奈良市告示第296号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和3年5月31日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和3年5月24日

奈良市長 仲川元庸  
(令和3年5月24日揭示済)

**奈良市告示第297号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年5月24日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年5月24日揭示済)

**奈良市告示第299号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年5月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年5月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年5月27日揭示済）

**奈良市告示第 300 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
リールナースステーション奈良	奈良県奈良市宝来四丁目 4 番 12 号	居宅 訪問看護	令和 3 年 5 月 1 日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目 3-14 不動産ビル 4 階 406 号	介護予防 訪問看護	
介護相談センター福丸	奈良県奈良市朱雀六丁目 1-14 コンフォート朱雀Ⅱ3-A	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	令和 3 年 5 月 1 日
株式会社福丸	京都府木津川市木津殿城 90 番地 6	介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	
リハビリデイサービスルピナス朱雀	奈良県奈良市朱雀一丁目 8 番 5 号	居宅 通所介護	令和 3 年 5 月 1 日
株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目 18 番 32 号	通所型サービス（独自）	
陽気	奈良県奈良市芝辻町三丁目 5 番 6 号	居宅 訪問介護	令和 3 年 5 月 1 日
株式会社 SK 岡本	奈良県大和郡山市大宮町 3-3		

（令和3年5月27日揭示済）

**奈良市告示第 301 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により夢ヶ丘・星ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 5 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸



1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤戸 重夫 奈良市針ヶ別所町 200 番地の 53	宮村 泰三 奈良市針ヶ別所町 200 番地の 65

2 変更の年月日

令和3年4月18日

(令和3年5月31日揭示済)

**奈良市告示第302号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	八井 克之 奈良市二名四丁目1193番地の138	小森 克己 奈良市二名四丁目 1193 番地の 124

2 変更の年月日

令和3年4月11日

(令和3年5月31日揭示済)

**奈良市告示第303号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年5月31日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	大阪府東大阪市菱屋西6丁目9番45号
申請者氏名	モラル有限会社 代表取締役 藤本 弘美
道路の位置	奈良市法華寺町362番の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	26.49m
指定年月日	令和3年5月31日
指定番号	第R0209号

(令和3年5月31日揭示済)

**奈良市告示第304号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	久保 光央 奈良市都祁こぶしが丘 3535 番地の 31	國米 眞吾 奈良市都祁こぶしが丘 3535 番地の 62

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年5月31日揭示済)

**奈良市告示第305号**

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和3年5月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	令和3年6月1日から令和3年6月20日まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	
奈良市奈良町南観光案内所	

(令和3年5月31日揭示済)

**奈良市告示第306号**

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場を臨時に休場する。

令和3年5月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休場日

施設名	休場日
旧柳生藩家老屋敷 柳生観光駐車場	令和3年6月1日から令和3年6月20日まで

(令和3年5月31日揭示済)

**奈良市告示第307号**

奈良市針テラス情報館条例（平成17年奈良市条例第41号。以下「条例」という。）第4条の3第2項の規定により、次のとおり奈良市針テラス情報館を臨時に休館する。

令和3年5月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市針テラス情報館 (条例第3条第1号に掲げる事業に限る。)	令和3年6月1日から令和3年6月20日まで

(令和3年5月31日揭示済)

**選 挙 管 理 委 員 会**

**奈良市選挙管理委員会告示第6号**

令和3年7月11日執行予定の奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は次のとおりです。

令和3年5月18日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 令和3年7月3日  
ただし、年齢については、 令和3年7月12日
- 2 登録を行う日 令和3年7月3日

(令和3年5月18日揭示済)